

【参加者の要件】

- ・活動 2 週間前から、検温等により健康チェックを行うこと（活動を承認した団体に送付している健康チェックシートを利用のこと）。活動は発熱や風邪症状（咳や痰、鼻水など）のない者に限る。
- ・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を必ず利用する。ただし、使用の機種が本アプリに対応していない場合は除く。
- ・「新型コロナウイルス感染防止のための課外活動指針」レベル 1-2 においては、本学に所属する学生のみ活動参加を可能とする。ただし指導者として入構する学外者(団体継続願に記載の者)がいる場合、事前に学生支援課(service1@nara-edu.ac.jp)にメールにより届け出ること。
- ・学外での活動および本学以外の学生の参加については「新型コロナウイルス感染防止のための課外活動指針」レベル 1-1 以下の状況で認める。学外での活動および本学以外の学生が活動へ参加する場合は、活動 14 日前までに学生支援課に学外活動等許可申請書を提出すること。申請があった場合、学生委員会により審議のうえ、許可の可否を連絡する。
- ・本学以外の学生が活動に参加する場合、学生の所属大学が、学外での活動や学外者を交えた活動を許可していることを条件とする。ついては、学外活動等許可申請書の提出時に所属大学が当該活動を許可していることが分かる資料を添付すること。（ただし個人としての参加は除く）
- ・本学以外の学生の参加要件（健康チェック等）についても、本学学生と同様のものとする。

【活動時の留意事項】

- ・2m 以上の対人距離を取ること。団体全員で活動すると距離が取れなくなる場合、1 回の活動人数を制限すること。
- ・原則、接触を伴う活動、必要以上に大きな声での会話や応援は行わないこと。マスクを外して行う活動は、極力向き合わずに行うこと。
- ・呼吸数が著しく多くなるような運動は可能な限り屋外で行い、屋内で行う場合はより一層の距離を確保すること。
- ・宿泊を伴う活動は認めない。
- ・飲食を伴う行事は認めない。ただし、活動中に各人 2m 以上の距離を取ったうえでの水分・塩分補給は認める。なお、茶道部の活動については個別に定める。
- ・飲料、タオル等は各自で持参し、共有しないこと。ただし、熱中症（高体温、脱水、けいれん、失神）発症など緊急時の対応用に用意しておくことは可能。
- ・ボール等の道具を共用する場合は、使用前後に除菌シートやアルコール等で除菌すること。
※アルコール等の設置については下記【施設使用に関する留意事項】を参照。
- ・課外活動のみを目的として通学する場合、活動が終わったら速やかに帰宅すること。学外での移動時を含め、活動前後の行動にも十分注意すること（複数名での飲食や近距離での会話を控えるなど）。
- ・「新型コロナウイルス感染防止のための課外活動指針」レベル 1-1 以下になった場合も、学外での活動場所・内容が、活動する都道府県の自粛・休業要請を受けている業種・施設である場合は活動を認めない。
- ・熱中症について、下記 URL を参照のうえ十分注意すること。

<https://www.nara-edu.ac.jp/students/activity/heatstroke.html>

「奈良教育大学 熱中症について」と Web 検索しても閲覧できます。

- ・クラブ・サークルの核となる活動について、その性質上、学内でおこなうことが著しく困難である場合、十分な感染予防対策が可能であると認められるものに限り、「新型コロナウイルス感染防止のための課外活動指針」レベル 1-2 においても特例的に学外での活動を可とする（学生委員会で審議）。

【施設使用に関する留意事項】

- ・課外活動施設での 1 回あたりの活動時間について、活動再開直後の 1 週間は 2 時間を上限とする。通常の活動時間が 2 時間より長い団体は、活動再開直後の 1 週間経過後、段階的に活動時間を通常に戻すこと。
- ・体育施設について、使用予定は施設ごとに使用団体間で調整のうえ、調整結果を使用 1 週間前までに学生支援課（service1@nara-edu.ac.jp）に所定の様式により提出すること。なお、再調整を求める場合がある。
- ・学生会館、サークル共用棟については、学生支援課で予約すること。なお、活動内容によっては別途、具体的な活動計画および感染防止対策についての資料提出を求める場合がある。
- ・体育施設について、1 施設を複数団体が同時に使用する場合、団体内での感染防止対策のほか、同時に施設を使用する団体間での感染防止対策も行うこと。
また、すべての体育施設について、1 日に時間帯を分けて複数団体が使用する場合は、団体同士の利用時間（練習前後の準備・更衣時間含む）を 30 分間空けること。

Ex.) クラブ A：13～15 時練習・15 時～15 時 30 分片付け

→クラブ B：16 時から使用可能

- ・更衣は体育館更衣室、グラウンド更衣室、サークル共用棟更衣室いずれかで行うこと（水泳部はプール更衣室での更衣も可能）。
- ・更衣室、シャワー室について、複数人で使用する場合は 2m の距離を取り、必要以上の会話を控えること。
- ・更衣室は使用後、5 分以上の換気を行うこと。
- ・クラブボックスは荷物の保管場所として利用し、荷物の出し入れに必要最小限の時間・人数で利用すること。
- ・窓のある施設は窓を全開に、ない施設は入り口を開放した状態にすること。
- ・活動後は複数人が触れる箇所（ドアノブ、机等）を除菌シートやアルコール等で除菌すること。
- ・施設使用前後に石鹸で手洗いをするか、アルコールによる手指消毒をすること。
- ・アルコール、ペーパータオルについて、体育館・弓道場・武道場・舞踊場・学生会館・サークル共用棟・講義棟練習室は各施設に設置する。体育館更衣室・グラウンド更衣室・サークル共用棟更衣室にも別途設置する。グラウンド・テニスコートで活動する団体はサークル共用棟更衣室およびグラウンド更衣室に別途、持ち出し用のアルコール、ペーパータオルを設置するので利用すること。また、利用後は必ず元の場所に返却すること。
- ・大学で準備するアルコール等には限りがあるため、適量・適切に使用すること。
- ・トレーニングルームは、以下の体制の下、利用を許可する。
 - ①クラブ・サークル活動で利用する場合のみ可能とする。
また、利用時間は 1 回につき 1 時間 30 分を上限とする。
 - ②1 度に入室できるのは 6 名までとする。6 名以下で利用する場合も、複数のクラブ・サークルが同

時に利用することは不可とする。

③利用を希望する団体は利用 2 日前（土日祝日、年末年始休業日を除く）までにトレーニングルーム利用申請書を学生支援課に提出すること。

④本体制になってから初めて利用する場合は、団体に所属する学生でトレーニングルームの使用を希望する者に、誓約書の提出を求める。また、追加で団体にトレーニングの使用を希望する学生が出た場合は、その都度誓約書を提出する。

⑤利用当日、利用申請書（学生支援課の確認印のある物）を守衛室に提示し、学生証と引き換えに鍵を借りること。

⑥誓約書の遵守事項、感染症対策に則って利用すること。

⑦利用後は室内の掃除を行い、掃除後、下記 URL のフォームからトレーニングルーム利用者名簿・使用後チェックリストを提出すること。提出のない場合は次回の利用を認めない。

https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=Js6NqwS43EKO_s2VubfhXXmdlMsOL7hJkjh3FAYotYIUNDNVQ0lWT1FaVTlaMVhDMUxaNFhQRk1NUS4u

【注意事項】

- ・本ガイドラインに反する活動が認められた場合は、当該団体の活動を一定期間禁止する。
- ・部員に対して活動への参加を強制しないこと。参加の強制があったことが判明した場合は、当該団体の活動を一定期間禁止する。
- ・学生支援課へ提出した課外活動計画書（コロナ感染防止対策）について、内容に大幅な変更が生じる場合は速やかに学生支援課に提出すること。
- ・新入生の勧誘について、インターネット上や学内掲示など非対面での団体紹介は認める。また、ビラ配りなど対面での勧誘活動は、感染防止対策を徹底して行うこと。見学や体験をする新入生にも、実施前に発熱や風邪症状がないか確認すること。
- ・団体内で新型コロナウイルス感染者が発生した場合は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対応マニュアル(第 10 報)「2.自身が感染者であると診断された場合」により、至急、学生支援課(電話 0742-27-9130 または E-mail service1@nara-edu.ac.jp)へ連絡のうえ、発生日以前 14 日分の活動報告書を提出すること。なお、平日 8 時 30 分～17 時 15 分以外に判明した場合、守衛室に連絡すること（電話 0742-27-9116）。
- ・本ガイドラインの内容は変更されることがある。常に最新のものを踏まえて活動すること。